

第2510地区 第11グループ
函館東ロータリークラブ
2019~2020 会報

- 例会場/ホテル函館ロイヤル TEL (0138) 26-8181 (代)
- 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/ニチロビル4F TEL (0138) 23-3870 FAX (0138) 22-2251
- 会長/石畑弘樹
- 副会長/田中治
- 会長エレクト/佐藤真一
- 幹事/安保裕一郎
- 副幹事/新保栄子
- 友好クラブ/長崎東ロータリークラブ



マーク・D・マローニー
国際ロータリー2019-20年度会長

第3018回 1月21日(火)

Now that we can!

今、私たちが出来る事!

2019~2020年度 会長 石畑 弘樹

本日のプログラム	芸術鑑賞例会 「江差追分~新春のめでたい唄」 出演 内村 徳蔵 氏 ほか
次週のプログラム 1月28日(火)	「節分際」 大森稲荷神社 小野 孝良 会員

第3017回例会 2020年1月14日(火) 天候 晴

月間テーマ 職業奉仕月間

■ロータリーソング 我等の生業

■司会 石畑 弘樹 会長

■今月の誕生日

18日 宮崎あけみ会員、28日 中村会員

■今月の結婚日

6日 池垣清信会員、21日 今井会員

24日 松山会員

■会長報告

1、理事会報告

■幹事報告

1、第3・四半期会費納入のご案内を致しましたので、今月中にお払い込みくださいますようお願い致します。

後に株式の贈与・相続の際に発生する贈与税・相続税を100%猶予するものです。

◎手続…2018年4月1日から2023年3月31日までの間に特例承継計画を提出する必要があります。また、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与、相続に適用することができます。

◎注意点…特例を使って株式の贈与を受け、納税猶予を受けた場合、その後5年間は代表者であることや株式の継続保有が必要となります。

◎納税猶予中に贈与者がなくなった場合…その場合は、知事の確認を受けることで相続税の猶予に切り替えることができます。

◎提出書類

- ①特例承継計画書…都道府県へ認定申請するため税理士等の経営革新支援機関の所見が必要。
- ②納税申告書…税務署へ贈与税、相続税の申告が必要。
- ③年次報告書…申告期限後5年間は都道府県へ提出する。
- ④継続届出書…申告期限5年間は税務署へ提出する。申告期限6年目以降は、税務署へ提出する。

「相続税、贈与税の納税猶予制度の特例について」

池垣 信一 会員

◎概要…特例措置では、特例承継計画を都道府県に提出し、知事の認定を受けた



経済産業省「経営承継円滑化法」申請マニュアル 中小企業庁 HPより抜粋

経営承継円滑化法の概要

- 経営承継円滑化法の概要
- 経営承継円滑化法の趣旨
- 事業承継の円滑化
- 2. 課税の特例

事業承継税制の概要

- 事業承継税制の概要
- 事業承継税制の特例措置
- 事業承継税制の特例措置の概要

事業承継税制(特例措置)の概要

- 【贈与税の納税猶予制度について】
- 【相続税の納税猶予制度について】

事業承継税制(特例措置)の概要

- 【贈与税の納税猶予制度について】
- 【相続税の納税猶予制度について】

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事業所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以降の開始について適用することができます。

都道府県庁

特別承認計画の策定

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。
- 2023年3月31日まで提出可能です。 ※株式会社等の継承時に特例承認計画を作成することも可能です。その場合は、都道府県知事への認定申請時までに作成してください。

税務署

税務署へ申告

- 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
- 相続時精算課税制度の適用を受ける場合は、その旨を明記

都道府県庁

申告期限後5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。

税務署

5年経過後実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

事業承継税制（特例措置）の概要

納税猶予を受けるためには、「都道府県知事の認定」、「税務署への申告」の手続きが必要となります。

提出先

- 提出先は「主たる事業所の所在地を管轄する都道府県庁」です。
- 2018年1月1日以後の開始について適用することができます。

都道府県庁

特別承認計画の策定

- 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。
- 2023年3月31日まで提出可能です。 ※株式会社等の相続後に特例承認計画を作成することも可能です。その場合は、都道府県知事への認定申請時までに作成してください。

税務署

税務署へ申告

- 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。

都道府県庁

申告期限後5年間

- 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。

税務署

5年経過後実績報告

- 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。
- 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。

事業承継税制（特例措置）の概要

認定の種類について

(例)

STEP 1 最初に先代経営者からの移転が行われている必要があります。 ⇒「第一種」認定

STEP 2 先代経営者からの贈与/相続以後、一定の期間内に行われた先代経営者以外の株主からの贈与/相続も対象となります。 ⇒「第二種」認定

・長男は、第一種特例承認承継受贈者となります。
・長女は、第二種特例承認承継受贈者となります。

特例承認計画について

【特例承認計画】
事業承継税制（特例）の適用を受けるためには、2018年4月1日から2023年3月31日までの特例承認計画を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。

【実績報告】
特例の認定を受けた場合は、雇用が前年を下回った場合でも認定取消・納税とはなりません。その理由について都道府県庁に報告を行う必要があります。

第2章 都道府県知事の認定について

経営承継円滑化法認定の概要

【1. 認定の要件】
認定を受けるためには、対象会社に関する要件、後継者に関する要件、先代経営者に関する要件、先代経営者以外の株主に関する要件があります。

【2. 認定の効力について】
認定の有効期限は、後継者ごとに、最初に事業承継税制（特例）の適用を受ける贈与に係る贈与税の申告期限又は相続に係る相続税の申告期限の翌日から5年を経過する日です。

【3. 特例承認計画について】
中小企業者が経営承継円滑化法の認定を受けるためには、「特例承認計画」（様式第21）を都道府県に提出し、確認を受ける必要があります。

【4. 事前確認について】
平成25年度税制改正において、事前確認が認定の要件から外れることとなりました。それに伴い、2013年4月1日以後に認定申請する場合には、事前確認を受けなくても申請が可能となりました。

相談窓口等

- 税理士：顧問税理士として中小企業との関わりが深く、税務面はもちろん、企業経営に関する総合的なサポートを行います。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構：中小企業の経営に関するサポートを行っています。
- 事業引継ぎ支援センター：事業承継に関する様々な相談をお伺いします。

本マニュアルは、2019年4月時点において施行されている経営承継円滑化法・同税法・同施行規則を基に記載しております。

■ニコニコボックス

石畑会長、安保幹事 池垣会員、本日は宜しくお願ひします。
松山会員、佐藤雄喜会員、今井会員、田中会員、平井会員 新年あけましておめでとございます。
小野会員、原会員 今年も宜しくお願ひします。
宮崎徳三郎会員、五十嵐稔会員、五十嵐正会員 月初めです。

■広告料

(株)今井保険事務所 今井義憲会員
嶋田・平井法律事務所 平井喜一会員
(株)中央石油 安保裕一郎会員
第一太陽商事(株) 五十嵐稔会員

(株)石畑商店
石畑 弘樹 会員
大町1-28-401 電話 84-6330

■出席報告

- ・1月14日(火) 会員40名中 出席28名(免除2名)
- ・12月20日(火) 74.36%

市内他クラブ プログラム

1月22日(水)	函館北RC	卓	話
1月23日(木)	函館RC	卓	話
1月24日(金)	函館五稜郭RC	卓	話
1月27日(月)	函館亀田RC	卓	話

◆テレフォンサービス 26-3170◆

(株)JTB北海道事業部
函館オフィス
岩山 明弘 会員 本町6-7 電話 56-1711